

平成 27 年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

1 市民意見を聴く手続の実施状況

三田市市政への市民参加条例(以下「条例」という。)では、下表のとおり、市長や教育委員会などが条例第 7 条第 1 項各号に掲げる対象事項を検討等する際には、第 8 条各号の市民意見を聴く手続を適切な時期に 2 つ以上(条例の場合は 1 つ以上)実施する必要があると規定しています。

⇒平成 27 年度の運用状況は【別紙 1】のとおり。

対象事項 (7 条)	市民意見を聴く手続(8 条)
(1) 市の憲章、宣言等 (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等 (3) 市政における基本的な事項を定める条例 (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例 (5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	ア 附属機関(公募・名簿委員の割合が 3 割以上) イ パブリックコメント(30 日以上) ウ 意向調査 エ ワークショップ
<上記の例外> ・市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの ・市長等の裁量の余地がないもの ・市長等の機関内部の事務処理に関するもの ・関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの ・緊急に行わなければならないもの ・経過措置：条例施行日(平成 27 年 1 月 1 日)において、既に着手され、又は着手の準備が行われている対象事項	オ 公聴会 カ 意見交換会 キ その他の手続

2 市政参加市民名簿の登録状況と活用実績

条例第 22 条で、市長は、市民意見を聴く手続(上表右欄ア～キ参照)への参加を依頼することができる市民名簿(無作為抽出)を調製できる旨規定しています。

市では、毎年実施している三田市市民意識調査の調査対象者(20 歳以上無作為抽出、3,000 人)に対して、本来の調査票及び返信用封筒のほかに、名簿登録の勧誘チラシ、申込書、返信用封筒(名簿登録用)を付けて送付しました(7 月発送)。

<名簿登録状況>

	発送数	登録申し込み者数				名簿登載期間 (条例上 2 年以内)
		総数	男	女	備考	
H26 年度	3,000	227	125	102	H26 年 9 月時点	H28 年 7 月末まで
H27 年度	3,000	321	174	147	H27 年 9 月時点	H29 年 7 月末まで
計		548	299	249		

<名簿の活用状況> 【別紙 2】のとおり。

3 附属機関における公募委員・名簿委員の状況 【別紙 3】のとおり。

4 まちづくり提案の提出状況 【別紙 4】のとおり。

【別紙1】平成27年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例等

①市政への市民参加条例の対象事項に該当するもの

②【参考】経過措置の関係で条例の適用外となるもの

名称	三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	第2期三田市教育振興基本計画	第4次三田市農業基本計画	三田市協働のまちづくり基本指針	三田市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)	
種別	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	
区分	新規	改正	改正	新規	改正	
作業期間	H27年度	H27～28年度	H27～28年度	H25～27年度	H25～27年度	
確定時期	H28年3月議決	(H28年度末まで)	(H28年度末まで)	H27年7月策定	H27年6月議決	
計画期間等	H27～31年度	H29～33年度	H29～33年度	-	H26(基準年)～36年度	
市民意見を聴く手続	附属機関	◆三田市教育振興基本計画検討委員会 【委員数12人、うち市民4人(33%)】 ・H27年度に2回開催済 ・H28年度に4回程度開催予定		◆三田市まちづくり基本条例協働委員会 【委員数14人、うち市民3人(21%)】 ・H25年7月～27年3月の間に13回開催 ・H27年4月17日答申	◆三田市都市計画審議会【委員数17人、うち市民4人(23%)】 ・H25年7月～27年4月の間に6回審議 ・H27年4月21日答申	
	パブコメ	◆パブリックコメント ・期間:H27.12.25～H28.1.24 ・意見:38件(12人)	◆パブリックコメント H28年度中に予定	◆パブリックコメント H28年度中に予定	◆パブリックコメント ・期間:H27.2.6～3.7 ・意見:21件(6人・1団体)	◆パブリックコメント ・期間:H27.2.16～3.17 ・意見:3件(3人)
	その他	◆三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関するアンケート ・対象:市内在住の20歳～39歳の男女1,500人(無作為抽出) ・配布・回収ともに郵送 ・期間:H27.8.14～9.10 ・回収数:395人(回収率26.3%)	◆三田市の教育に関するアンケート調査 ・対象:市内在住の18歳以下の子どもをもつ世帯・保護者2,000人(無作為抽出) ・配布・回収ともに郵送 ・期間:H27.11.4～11.19 ・回収数:1,091人(回収率54.6%)	◆アンケート調査 H28年度中に予定		◆都市計画マスタープラン改定案に関する意見交換会 ・H27年2月22日11時～14時～、H27年2月25日19時～ ・参加者数13人
その他	三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会の開催(H27/10/20、11/25、12/18の3回)		H28年度中に第4次三田市農業基本計画策定懇話会を開催予定			
所管課	政策課	教育総務課	農業振興課	多世代活躍支援課	都市計画課	

②【参考】経過措置の関係で条例の適用外となるもの<続き>

名称		三田市既成市街地景観計画	三田市行政評価条例	危機管理基本条例	三田市都市計画法施行条例
種別		基本的な計画等	基本的な条例	基本的な条例	義務を付す条例
区分		新規	新規	新規	改正
作業期間		H26～27年度	H25～27年度	H26～27年度	H25～27年度
確定時期		H28年3月策定	H27年6月議決	H27年6月議決	H27年6月議決
計画期間等		H28年8月1日着工分 (7月1日届出分)から適用	H27年7月1日施行	H27年7月1日施行	H27年10月1日施行
市民意見を聴く 手続	附属機関	<p>◆三田市景観審議会 【委員数13人、うち市民2人(8%)】 ・H26年11月～28年2月の間に3回開催 ・H28年2月23日答申</p> <p>◆三田市都市計画審議会 【委員数17人、うち市民4人(23%)】 ・H27年12月に1回開催 ・H27年12月25日答申</p>	<p>◆三田市まちづくり基本条例行政評価検討委員会 【委員数8人、うち市民2人(25%)】 ・H25年8月～26年12月の間に9回開催 ・H26.12.17答申</p>	<p>◆三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会 【委員数8人、うち市民2人(25%)】 ・H26年6月～27年3月の間に危機管理に関する委員会を7回開催 ・H26年4月20日答申</p>	
	パブリックコメント	<p>◆パブリックコメント ・期間:H28.1.18～2.8 ・意見:0件</p>	<p>◆パブリックコメント ・期間:H27.3.2～4.1 ・意見:6件(3人)</p>	<p>◆パブリックコメント ・期間:H27.1.29～2.27 ・意見:1件(1人)</p>	
	その他	<p>◆既成市街地景観計画案に関する意見交換会 ・H28年1月23日11時～・1月26日19時～ ・参加者数:7人</p>			<p>◆都市計画法施行条例案に関する意見交換会 ・H27年4月22日19時～ ・参加者数6人</p>
その他					兵庫県開発審査会へ協議(H27.4.20答申)
所管課		都市計画課	政策課	危機管理課	都市計画課

【別紙2】 平成27年度 市政参加市民名簿活用実績

	事項	附属機関等	その他	名簿抽出		任期等開始	募集人数	決定人数	備考
				人数	抽出日				
1	三田市男女共同参画推進委員会	○		20	H27.2.19	H27.5.29	3	3	
2	三田市景観審議会	○		101	H27.3.3	H27.4.1	2	2	
3	三田市食育推進会議	○		20	H27.3.18	H27.4.	2	1	
4	三田市人権のまちづくり推進委員会	○		57	H27.4.9	-	2	0	応募なし
5	三田市総合文化センターに係る指定候補者選定委員会	○		102	H27.5.11	H27.7.1	1	1	
6	三田市総合文化センター運営評価委員会	○				H27.7.1	2	2	
7	三田市生涯学習審議会	○				H27.7.2	2	2	
8	三田市スポーツ推進審議会	○				H27.7.20	1	1	
9	三田市行政評価委員会	○		42	H27.6.15	H27.7.31	1	1	
10	三田市健康福祉部指定候補者選定委員会	○		162	H27.6.4	H27.9.9	1	1	
11	三田市教育振興基本計画検討委員会	○		73	H27.7.16	H27.12.1	4	4	
12	三田市子ども審議会	○		167	H27.10.1	H27.11.7	1	1	
13	広報紙に関するアンケート		○	528	H27.11.17	H27.11.26	-	528	
14	ごみ収集に関するアンケート		○	515	H28.1.22	H28.1.29	-	515	
15	三田市図書館運営評価委員会	○		92	H28.2.25	H28.4.1	1	1	

合計(延べ人数)

附属機関等		20
その他		1043
計		1063

【別紙3】附属機関における公募委員・名簿委員の状況

No.	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして 当該附属機関を採用			委員数						備考	
			法律	条例	定数	任期	H27年度		H27年度								
							該当年度 H27	H28	対象となる計画・ 条例等	総数 ^a	うち市民委員			うち女性			
											公募	名簿	計 ^b	b/a	c		c/a
1	三田市総合計画審議会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	40人以内	諮問に係る審議が終了するまで		○	三田市総合計画後期計画	発令なし							
2	三田市事業評価審議会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				発令なし							
3	三田市市政への市民参加推進委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年		○	市政への市民参加条例の改正	5	1	1	2	40.0%	2	40.0%	
4	三田市行政評価委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人以内	2年				6		1	1	16.7%	1	16.7%	
5	三田市まちづくり基本条例進捗管理委	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで				4	2		2	50.0%		0.0%	H27年9月、条例改正により廃止
6	三田市防災会議	危機管理課	災害対策基本法	三田市防災会議条例	30人以内	2年				26				0.0%	8	30.8%	
7	三田市水防協議会	危機管理課	水防法	三田市水防協議会条例	13人	2年				6				0.0%		0.0%	
8	三田市国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	三田市国民保護協議会条例	35人以内	2年(法)				21				0.0%	1	4.8%	
9	三田市情報公開審査会	総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
10	三田市個人情報保護審査会	総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
11	三田市オンブズパーソン	総務課		三田市まちづくり基本条例、三田市オンブズパーソン条例	2人	3年				2				0.0%	1	50.0%	
12	三田市行政不服審査会	総務課	行政不服審査法	三田市附属機関の設置に関する条例	3人	3年				発令なし							
13	三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委	総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで				8	2		2	25.0%	2	25.0%	H27年6月、条例改正により廃止
14	三田市倫理審査会	総務課・人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	3人以内	2年				3				0.0%		0.0%	
15	三田市特別職報酬等審議会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	8人	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
16	公務災害補償等認定委員会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人	3年				3				0.0%	1	33.3%	
17	公務災害補償等審査会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	3人	3年				3				0.0%		0.0%	
18	三田市行政改革推進会議	財政課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで				9	2		2	22.2%	1	11.1%	
19	三田市市民活動推進委員会	多世代活躍支援課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				発令なし							H28年3月、条例改正により廃止
20	三田市まちづくり基本条例協働委員会	多世代活躍支援課		三田市附属機関の設置に関する条例	14人以内	諮問に係る審議が終了するまで				14	3		3	21.4%	5	35.7%	H27年9月、条例改正により廃止

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして 当該附属機関を採用			委員数						備考	
			法律	条例	定数	任期	H27年度		総数a	H27年度			うち女性				
							H27	H28		うち市民委員			c	c/a			
										公募	名簿	計b			b/a		
21	三田市男女共同参画推進委員会	まちづくり協働センター		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	2年				10		3	3	30.0%	5	50.0%	
22	三田市まちづくり部指定候補者選定委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
23	三田市総合文化センターに係る指定候補者選定委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				5		1	1	20.0%	1	20.0%	
24	三田市総合文化センター運営評価委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	2年				8		2	2	25.0%	1	12.5%	
25	三田市スポーツ推進審議会	文化スポーツ課	スポーツ基本法	三田市スポーツ推進審議会条例	20人以内	2年				11		1	1	9.1%	5	45.5%	
26	三田市生涯学習審議会	文化スポーツ課		三田市生涯学習審議会条例	15人以内	2年				10		2	2	20.0%	3	30.0%	
27	三田市文化財保護審議会	文化スポーツ課	文化財保護法	三田市文化財保護条例	10人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
28	三田市立図書館運営評価委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				7	1		1	14.3%	3	42.9%	
29	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権推進課		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	2年				13	2		2	15.4%	4	30.8%	
30	三田市環境審議会	環境衛生課	環境基本法	三田市環境基本条例	18人以内	2年		○	三田市環境基本計画	16	4		4	25.0%	2	12.5%	H28年8月改選後は市民委員3割予定
31	三田市聖苑に係る指定候補者選定委員会	環境衛生課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
32	三田市旅館業立地審査会	環境衛生課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
33	三田市居住環境等保全審査会	環境衛生課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%		0.0%	
34	三田市健康福祉審議会	福祉総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	50人以内	2年				発令なし							
35	三田市老人ホーム入所判定委員会	福祉総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				7				0.0%		0.0%	
36	三田市民生委員推薦会	地域福祉医療推進課	民生委員法	-	14人以内(規則)	3年(政令)				9				0.0%	1	11.1%	
37	三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会	障害福祉課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				5	0	1	1	20.0%	1	20.0%	

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして 当該附属機関を採用		委員数						備考		
			法律	条例	定数	任期	該当年度 H27	対象となる計画・ 条例等	H28	総数a	H27年度			うち女性			
											うち市民委員			c		c/a	
											公募	名簿	計b				b/a
38	三田市障害支援区分認定審査会	障害福祉課	障害者総合支援法	(三田市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例)	20人以内	2年(政令)				20				0.0%	5	25.0%	
39	三田市地域包括支援センター運営協議会	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	2年				12	3		3	25.0%	4	33.3%	
40	三田市地域密着型サービス運営委員会	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	2年				12	3		3	25.0%	4	33.3%	
41	三田市地域密着型サービス事業者選考委員会	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				6				0.0%	3	50.0%	
42	三田市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法	三田市介護保険条例	30人以内					20				0.0%	9	45.0%	
43	三田市予防接種等健康被害調査委員会	健康増進課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人以内	1年				6				0.0%	1	16.7%	
44	三田市国民健康保険運営協議会	国保医療課	国民健康保険法	三田市国民健康保険条例	12人	2年(政令)				12	4		4	33.3%	2	16.7%	
45	三田市心身障害児保育指導委員会	こども支援課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	1年				5				0.0%	3	60.0%	
46	三田市青少年問題協議会	こども政策課	地方青少年問題協議会法	三田市青少年問題協議会条例	25人以内	2年				23				0.0%	4	17.4%	
47	三田市子ども審議会	こども政策課	子ども・子育て支援法	三田市子ども審議会条例	30人以内	2年				25	4	1	5	20.0%	15	60.0%	
48	三田市景観審議会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	20人以内	2年				13		2	2	15.4%	2	15.4%	
49	三田市都市計画審議会	都市計画課	都市計画法	三田市都市計画審議会条例	20人以内	2年				17	4		4	23.5%	3	17.6%	
50	三田市営住宅入居者選考委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人	1年				発令なし							
51	三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
52	三田市住宅基本計画策定委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
53	三田市建築審査会	審査指導課	建築基準法	三田市建築審査会条例	7人	2年				7				0.0%	3	42.9%	
54	三田市都市整備部指定候補者選定委員会	公園みどり課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
55	三田市農業共済損害評価会	農業振興課	農業災害補償法	三田市農業共済条例	15人以内	3年				15				0.0%		0.0%	

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして 当該附属機関を採用			委員数					備考		
			法律	条例	定数	任期	該当年度		対象となる計画・ 条例等	H27年度							
							H27	H28		総数a	うち市民委員		うち女性				
											公募	名簿	計b	b/a		c	c/a
56	三田市消防賞慰金 等審査委員会	消防本部 総務課		三田市附属機関の設置 に関する条例	5人	諮問に係る審議 が終了するまで				5				0.0%		0.0%	
57	三田市教育振興基 本計画検討委員会	教育総務 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	12人以内	諮問に係る審議 が終了するまで	○	○	三田市教育振興 基本計画	12		4	4	33.3%	5	41.7%	
58	三田市生徒指導等 問題対策委員会	学校教育 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	7人以内	2年				7				0.0%	3	42.9%	
59	三田市教育支援委 員会	学校教育 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	18人以内	2年				16				0.0%	5	31.3%	
60	三田市在住外国人 教育推進委員会	学校教育 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	9人以内	諮問に係る審議 が終了するまで				6				0.0%	1	16.7%	
61	三田市教科用図書 選定委員会	学校教育 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	8人以内	諮問に係る審議 が終了するまで				8				0.0%	1	12.5%	
62	三田市いじめ問題 対策連絡協議会	学校教育 課	いじめ防止 対策推進法	三田市いじめ問題対策 連絡協議会設置条例	20人以内	2年				発令 なし							
63	三田市学校給食運 営協議会	学校給食 課		三田市附属機関の設置 に関する条例	9人以内	1年				8				0.0%	7	87.5%	
合 計										491	35	19	54	11.0%	132	26.9%	

【別紙4】平成27年度まちづくり提案提出状況

	SANDA FIRE プロジェクト ～旧消防署の再利用による、 クリエイティブの拠点づくり～	協働の地域再生プロジェクト ～共助のまちづくりのための 地域拠点づくり～	市民との協働による 安心安全のまちづくり
提案書の受理	H27. 6. 17	H27. 9. 7	H28. 2. 16
検討結果の通知	H27. 8. 3	H27. 10. 15	H28. 3. 29
再検討申出書の受理	H27. 8. 18	H27. 10. 29	H28. 4. 14
市政市民参加推進委員会答申	H27. 10. 1	H28. 1. 8	未
再検討結果の通知	H27. 10. 8	H28. 1. 12	未
署名数（代表者含む）	10人	11人	20人
6 提案内容(要約)	旧消防署建物を再利用(リノベーション)し、クリエイティブな人材が集い、創造・情報発信等の活動ができる場(ギャラリー、イベント、ミーティング等のスペース)を提供するもの。カフェ併設。運営は、専門(企画・広報・プロデュース他)の常駐スタッフを置き、年間経費は1500万円。	武庫が丘コミュニティセンターを改修し、2階部分を共助のまちづくりの専有拠点とする。(1階部分はコミュニティセンターとして活用)。運営主体としてNPO法人を立ち上げ、まちカフェ、サロン、歌声喫茶、介護予防・日常生活支援サービス、配食サービス、各種講座やイベント、会食会、多世代交流事業を実施する。 <費用> ・改修費…1億3千万円以内(耐震診断による耐震工事費を含む) ・運営補助費…介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB)の補助基準による補助金	①三田市が三田警察と連携して空き巣などの犯罪手口と傾向、予防法・防犯に関する情報を地域に提供する。 ②通学路・繁華街への防犯カメラの設置 ③地域ステッカーを配布し各家庭の自家用車に貼付してもらうことで、市外・地域外の車が進入したことがわかるようにする。 ④パトロールジャンパー・Tシャツを自主的に来て散歩する見守りボランティアの啓発と実施。ジャンパー・Tシャツ配布。 ⑤自治会への加入促進策(メール対応できない方へ回覧板を介しての情報提供) <費用>防犯カメラ20台、ステッカー3,000世帯、パトロールジャンパー・Tシャツ150着 計6,540千円
市の検討結果(要約)	旧消防庁舎の跡地利用について、議会で説明し、取り壊し費用も予算化されたところであり、既存建物の再利用は行わない。 クリエイティブな人材を育成する活動については有用なことで理解する。今後、これに関する市民のニーズや市民活動の盛り上がり等の状況を見極めながら、市として支援すべきかどうか検討を継続する。	コミセンの建て替えについては既に予算化され、議会の承認も得たところであり、既存建物を再利用した本提案を採択することは困難。 なお、本市では、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、平成28年度中にサービスの種類、サービス提供主体となる場合の要件等の詳細を決定する予定。	[H28.3.29検討結果] ①⇒可能な範囲で提供する。②⇒通学路の安全対策については、子ども110番の家、子ども安全パトロール車による巡回のほか、地域での見守り活動や危険箇所の点検等が実施され、地域の防犯力向上に効果をあげている。また、県・市の補助金により自治会等の防犯カメラ設置を支援しているのもその制度の活用をお願いしたい。③④⇒地域ふるさと交付金制度を活用していただきたい(ただし、前提として、地区内でまちづくり協議会の組織化が必要) ⑤⇒警察との連携で得た情報を、回覧板などを通じて自治会などに提供する。